

払込票発行サービス利用規約

第1条（規約の適用）

払込票発行サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、収納代行サービス利用規約（以下「基本規約」という。）の追加規約であり、基本規約と一体となって適用されます。

払込票発行サービスをご利用いただいている場合は、本規約についてご承認いただいたものとみなします。

また、基本規約と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

（1）払込票発行サービス

ヤマト運輸株式会社（以下、「当社」という。）が基本規約、並びに本規約に基づき、払込票の発行を代行するサービスをいい、これに付随する業務、事務処理等を含みます。

（2）収納企業

商品を提供する者であって、当社所定の申込書または当社ホームページに掲載するフォームにより払込票発行サービスの利用を申込み、当社が承認した者をいいます。

（3）顧客

収納企業が販売する商品の購入者、または利用者をいいます。

（4）商品

収納企業が販売する商品、または提供するサービスであって、利用の申込に当たって収納企業が当社に届け出たもののうち、当社が承認したものをいいます。

第3条（利用の条件）

収納企業は、以下の利用条件を遵守し、払込票発行サービスを利用するものとします。

（1）当社およびヤマトグループ各社のいずれかと運送業務に関する委託契約が締結されていること。

（2）当社およびヤマトグループ各社の運送サービスを利用して商品を発送すること。但し、商品内容がサービスの提供である場合はこの限りではありません。

第4条（配送委託）

当社は発行された払込票を収納企業または顧客へ送付する際、郵便事業者や宅配事業者などへ配送業務を委託します。

第5条（払込票発行サービス手数料及び諸費用）

収納企業は、基本規約第7条に定める収納代行サービス手数料の他、別途当社が定める払込票発行サービス手数料及び諸費用を以下の通り支払うものとします。

（1）払込票発行サービスの手数料は、払込票の発行を行った時点で課金するものとします。

（2）当社は前号課金したサービス手数料を、基本契約第6条に定める収納代金から差し引き収受します。

第6条（免責事項）

当社は払込票発行サービスを提供するにあたり、次の各号に該当する場合、収納企業または顧客に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

（1）発行された払込票を顧客へ送付する際、配送委託先事業者の事情により紛失・遅延などの配送事故が生じた場合。

（2）発行された払込票を収納企業へ送付する際、配送委託先事業者の事情により紛失・遅延などの配送事故が生じた場合。

第7条（支払の拒絶および留保）

次の各号に該当する事由の場合、当社は収納企業に対して回収代金の支払を留保することができるものとします。

（1）収納企業が当社に対して行う発行依頼内容に事実でない内容が含まれていたとき。

（2）当社の管理システムにおいて、別途当社が定める基準を超えた利用がされたとき。

（3）その他、基本規約ならびに本規約の定めに従って取引が行われた疑いがあると当社が判断した場合。

ヤマト運輸株式会社